

一般社団法人 建築構造技術支援機構 性能評価業務約款

(総則)

- 第1条 申請者(以下「甲」という。)及び一般社団法人 建築構造技術支援機構(以下「乙」という。)は、建築基準法(昭和25年法律第201号)(以下「法」という。)及びこれに基づく命令を遵守し、この約款(申請書及び受諾書を含む。)及び「一般社団法人 建築構造技術支援機構 性能評価業務規程(以下「規定」という。)」に定められた事項を内容とする契約(以下「この契約」という。)を履行する。ただし、乙が行う性能評価業務は、建築基準法に基づく建築材料(鉄筋)の性能評価に係わる業務とする。
- 2 この契約は、甲が乙に申請書を提出し、乙が甲に受諾書を交付したとき、受諾書を発行した日をもって、締結がなされたものとする。ただし、乙が申請書に受諾の証として受付印を押印し、その写しを甲に交付した場合は、乙の受付印が押印された申請書の写しをもって受諾書に代えることができる。この場合の契約締結日は、乙が受付印を押印した日とする。
 - 3 乙は、善良な管理者の注意をもって、受諾書又は乙の受付印が押印された申請書に定められた業務(以下「業務」という。)を行い、甲に対し、性能評価書又は性能評価をしない旨の通知書を次条に規定する日(以下「業務期日」という。)までに交付しなければならない。
 - 4 乙は、甲から乙の業務の方法について説明を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。
 - 5 甲は、乙に対し、受諾書又は乙の受付印が押印された申請書に記載した、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)(以下「規則」という。)第11条の2の3第3項第四号及び第5項に定められた額の手数料を、第3条に規定する日(以下「支払期日」という。)までに支払わなければならない。
 - 6 甲は、乙から提出図書について説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 7 提出書類に追完・補正をすべき事項があると認められる場合は、甲は乙の請求に応じて遅滞なく乙に対し追完・補正をしなければならない。また、乙が提出された書類のみで業務を行うことが困難であると認め、当該業務を行うために必要な追加書類又は当該業務の対象の実物その他これに類するものの提出を請求した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に提出しなければならない。
 - 8 乙が審査中に規定に基づく業務方法書に示された基準に照らして、提出図書に関する是正事項を指摘した場合、甲は甲乙合意のうえ定めた期日までに当該部分の修正その他必要な措置を取らなければならない。
 - 9 甲は、乙が特定指定建築材料の審査において、当該申請に係る工場等に立ち入る場合、業務上必要な審査を行うことができるように協力しなければならない。
 - 10 乙は、甲が前5項の義務を懈怠したときには、何らの通知を要せず、乙は業務に着手せず、又は業務を中止することができる。
 - 11 この契約における期間の定めについては、民法(明治29年法律第89号)の定めるところによる。

(業務期日)

- 第2条 乙の業務期日は、第1条第2項の契約締結の日から6ヶ月を経過する日とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、甲乙の合意、又は、乙が契約締結に際して契約締結の日から9ヶ月の範囲内の日を指定することにより、別途業務期日を定めることができる。
 - 3 乙は、天災地変、戦争、暴動、内乱、法令の制定・改廃、輸送機関の事故その他の不可抗力によって、前2項に定める業務期日までに第1条第3項の交付をできない場合は、甲に対し、その理由を明示のうえ、必要と認められる業務期日を延期できる。正当な理由に基づき、当該交付をできない場合で、乙が甲に対し、業務期日の2週間前までに当該理由を明示した時も同様とする。
 - 4 前項に規定する場合のほか、甲が、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって業務期日の延期を申し出た場合で、当該理由が正当であると乙が認めたときには、乙は業務期日を延期できる。
 - 5 前2項の場合、乙が業務期日を延期したことによって甲に生じた損害については、乙はその賠償の責に任じないものとする。

(支払期日)

第3条 甲の支払期日は、請求の日から1ヶ月を経過する日とする。ただし、乙が7日以上予告期間を設けて特定の日を指定したときは当該日とし、甲乙間で別途の合意があるときはそれに従う。

(審査中の申請内容の変更)

第4条 甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでに甲の都合により申請内容を変更する場合は、その旨を直ちに乙に通知し、甲乙合意のうえ定めた期日までに乙に変更部分の提出図書を提出しなければならない。

- 2 前項の申請内容の変更が、大幅なものと乙が認める場合には、甲は、当初の申請内容に係わる業務申請を取り下げ、別件として改めて乙に当該業務を申請しなければならない。
- 3 前項の申請の取り下げがなされた場合は、第8条第3項の契約解除があったものとする。

(乙の債務不履行責任)

第5条 甲は、乙がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、甲に損害が生じたときは、乙に対し、その賠償を請求できる。ただし、乙がその責に帰すことができない事由によることを証明した時は、この限りではない。

(甲の債務不履行責任)

第6条 乙は、甲がこの契約に違反した場合において、その効果がこの契約に定められているもののほか、乙に損害が生じたときは、甲に対し、その賠償を請求できる。ただし、甲がその責に帰すことができない事由によることを証明した時は、この限りではない。

(性能評価の判断の誤りに対する乙の責任)

第7条 甲は、第5条の定めに係わらず、第1条第3項の通知を受けた後に性能評価の判定に誤りが発見された場合、乙に対して、追完及び損害賠償を請求できる。ただし、その誤りが次の各号の一に該当することに基づくものであることを乙が証明した時は、この限りでない。

- (1) 甲の提出図書等にあった過誤による記載、又は虚偽の記載があったこと、その他甲の責に帰すべき事由。
 - (2) 業務を行った時点の技術水準からして予見が困難であったこと。
 - (3) 前各号のほか、乙の責に帰すことができない事由。
- 2 前項の請求は、第1条第3項の交付の日から5年以内に行わなければならない。
 - 3 甲は、第1条第3項の交付を受けた後、性能評価の判定に誤りがあることを知ったときは、1週間以内にこれを乙に通知しなければ、第1項の追完及び損害賠償を請求できない。ただし、乙がその誤りを知っているときは、この限りでない。
 - 4 第1項の請求額の上限は、手数料の2倍までとする。ただし、甲が消費者契約法（平成12年法律61号）第2条第1項の消費者に該当する場合で、乙の故意又は重大な過失による損害について賠償請求するときは、この限りでない。

(甲の解除権)

第8条 甲は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、乙に書面をもって通知してこの契約を解除できる。

- (1) 乙がその責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の交付をしないとき。
 - (2) 乙がその責に帰すべき事由により、この契約に違反し、甲が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - (3) 前各号のほか、乙の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でない認められるとき。
- 2 甲は、建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成11年建設省令第13号）第63条第四号イとニに掲げる性能評価の場合で、乙が行った審査に不合格になったときは、乙に書面をもって申請を取り下げる旨の通知をすることで、この契約を解除できる。
 - 3 前2項に規定する場合のほか、甲は、乙が第1条第3項の交付をするまでの間、いつでも乙に書

面をもって申請を取り下がる旨の通知をすることで、この契約を解除できる。

- 4 第1項の契約解除の場合、甲は、手数料が既に支払われているときは、これの返還を乙に請求できる。
- 5 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、甲は、損害を受けているときは、その賠償を乙に請求できる。
- 6 第2項の契約解除の場合、手数料が既に支払われているときは、甲は、乙に対し、手数料から当該審査に要した費用を差し引いた額の返還を請求でき、また当該手数料が未だ支払われていないときは、乙は、甲に対し、当該審査に要した費用の支払いを請求できる。
- 7 第3項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払を甲に請求できる。
- 8 第2項及び第3項の契約解除の場合、前2項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求できる。

(乙の解除権)

第9条 乙は、次の各号の一に該当するときは、その理由を明示のうえ、甲に書面をもって通知してこの契約を解除できる。

- (1) 甲がこの契約に従って支払うべき手数料の支払いを遅延したとき。
 - (2) 甲が第1条第6項から第9項まで及び第4条第1項に定める責務を怠ったとき、その他甲の責に帰すべき事由により、第2条に定める業務期日までに第1条第3項の交付をできないとき、又は第2条第4項の理由が正当でないと乙が認めるとき。
 - (3) 甲が第4条第2項の規定に基づき申請を取り下げず、乙が相当期間を定めて催告しても申請を取り下げないとき。
 - (4) 甲がその責に帰すべき事由によりこの契約に違反し、乙が相当期間を定めて催告してもその違反が是正されないとき。
 - (5) 前各号のほか、甲の責に帰すべき事由により、この契約を維持することが相当でないと認められるとき。
- 2 前項の契約解除の場合、乙は、手数料が既に支払われているときは、これを甲に返還せず、また当該手数料が未だ支払われていないときは、これの支払いを甲に請求できる。
- 3 第1項の契約解除の場合、前項に定めるほか、乙は、損害を受けているときは、その賠償を甲に請求できる。

(秘密保持)

第10条 乙は、この契約に定める業務に関して知りえた秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(別途協議)

第11条 この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈につき、疑義を生じた事項については、甲乙信義誠実の原則に則り協議のうえ定めるものとする。

(本契約が依って立つ法的根拠と管轄裁判所)

第12条 この約款は日本国の法律をその法的根拠とし、乙の所在地を管轄する裁判所を合意管轄裁判所とする。

この約款は、平成30年3月23日より施行する。

制定：平成30年3月23日